

第3回南相馬市議会定例会市長提出議案の要旨

令和元年6月13日提出

I 件数 26件

【内訳】 議案 18件 (条例関係8件、予算関係5件、その他5件)
 報告 8件

II 議案の要旨

《条例関係》

| | |
|---------------|-----------------------------------------------------|
| 議案第67号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について |
|---------------|-----------------------------------------------------|

【趣旨】

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、投票管理者等の費用弁償額が改定されたため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正概要

投票管理者等の費用弁償額を増額

| 区分 | 改定前 | 改定後 | 改定額 |
|--------------|------------|------------|-------|
| 選挙長 | 日額 10,600円 | 日額 10,800円 | 200円増 |
| 投票所の投票管理者 | 1回 12,600円 | 1回 12,800円 | 200円増 |
| 期日前投票所の投票管理者 | 1回 11,100円 | 1回 11,300円 | 200円増 |
| 開票管理者 | 1回 10,600円 | 1回 10,800円 | 200円増 |
| 投票所の投票立会人 | 日額 10,700円 | 日額 10,900円 | 200円増 |
| 期日前投票所の投票立会人 | 日額 9,500円 | 日額 9,600円 | 100円増 |
| 選挙・開票立会人 | 1回 8,800円 | 1回 8,900円 | 100円増 |

2 施行日 公布の日

| | |
|---------------|-----------------------------------------------|
| 議案第68号 | 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例制定について |
|---------------|-----------------------------------------------|

【趣旨】

令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、課税対象となる使用料・手数料額を改めるため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】**1 改正概要**

外税表示の使用料等について消費税及び地方消費税の税率引上げ分を転嫁するもの。算出額等に乗じる割合を「100分の108」から「100分の110」へ改正

2 対象となる使用料等

| 一般会計 | 企業会計 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・行政財産使用料（1か月未満） ・公共物使用料（1か月未満） ・道路占用料（1か月未満） ・河川占用料（1か月未満） など | <ul style="list-style-type: none"> ・水道料金 ・下水道使用料 ・農業集落排水使用料 ・病院事業使用料及び手数料 など |

3 改正が必要となる例規

| 一般会計 | 企業会計 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・行政財産使用料条例 ・公共物管理条例 ・都市公園条例 ・道路占用料徴収条例 ・河川流水占用料等徴収条例 | <ul style="list-style-type: none"> ・給水条例 ・簡易水道条例 ・工業用水道事業条例 ・下水道条例 ・農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例 ・病院事業使用料及び手数料条例 |

4 施行日 令和元年10月1日

議案第 69号 南相馬市手数料条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

犬の鑑札の引換交付手数料の廃止及び身体障害者補助犬に係る手数料を徴しないこととするため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正概要

(1) 犬の鑑札の引換交付手数料の廃止

県内 13 市及び相双管内のうち、「犬の鑑札の引換交付手数料」を徴収しているのは本市だけの状況であり、自治体間の不均衡を解消するため、「犬の鑑札の引換交付手数料」を廃止するもの。

(2) 犬関係手数料免除対象の拡充

身体障害者補助犬法で身体障害者補助犬は、盲導犬のほか介助犬及び聴導犬とされている。現行条例では犬関係手数料の免除として盲導犬の規定はあるが、介助犬と聴導犬は規定されていない。

身体障がい者の自立及び社会参加の促進に寄与するため、盲導犬のほか介助犬及び聴導犬を対象に加え、身体障害者補助犬に係る手数料を徴収しないものに改めるもの。

2 施行日 令和元年 7 月 1 日

議案第 70号 南相馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

国民健康保険税の算定において、扶養者が増加することにより加算される均等割額のうち、子どもの均等割額を免除し、子どものいる世帯の国保税の増加を抑制するため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正概要

平成 30 年度に実施した国民健康保険の被保険者に係る、子ども（18 歳以下）の均等割免除措置について、令和元年度においても継続するもの（附則関係）

(1) 対象 18 歳到達最初の 3 月 31 日までの間にある者の世帯主

(2) 期間 令和元年度の 1 年間（南相馬市東日本大震災等による被災者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の延長に併せ延長）

2 施行日 公布の日（平成 31 年 4 月 1 日適用）

議案第71号 南相馬市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

令和元年10月からの消費税及び地方消費税の税率引上げに伴い介護保険法施行令の一部が改正され、軽減の対象者及び軽減割合が変更となったため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正概要

消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う低所得者の介護保険料負担軽減を図るため、下記のとおり減額措置を変更する。(第4条第2項の改正及び第3項、第4項の追加)

| 本来保険料額 (条例第4条第1項第1～3号) | 軽減後保険料・改正前 (現行) (条例第4条第2項) | 軽減後保険料・改正後 (令和元年度) (条例第4条第2～4項) |
|----------------------------------|----------------------------------|---------------------------------------|
| 第1段階 35,900円 (基準額71,800円×0.5) | 第1段階 32,300円 (基準額×0.45) | 第1段階 26,900円 (基準額×0.375) |
| 第2段階 53,800円 (基準額×0.75) | — | 第2段階 44,800円 (基準額×0.625) |
| 第3段階 53,800円 (基準額×0.75) | — | 第3段階 52,000円 (基準額×0.725) |

2 施行日 公布の日(平成31年4月1日適用)

議案第72号 南相馬市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

本年3月に策定した「南相馬市立病院病床再編計画」に基づき、南相馬市立総合病院附属小高診療所を設置するため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正概要

本年3月に策定された「南相馬市立病院病床再編計画」に基づき、南相馬市立総合病院附属小高診療所を設置するもので、東日本大震災の影響で使用不可能となった市立小高病院本館の解体工事に伴い、診療場所を小高保健福祉センター内とし、騒音や振動を避けて診療を継続するもの。

2 小高診療所の概要

- 施設 の 名 称：南相馬市立総合病院附属小高診療所
- 位 置：南相馬市小高区小高字金谷前84番地
- 診 療 科 目：内科、外科

3 関係条例の改正

病院の規定に総合病院附属小高診療所を追加するもの。

- ・南相馬市職員の給与に関する条例
- ・南相馬市病院事業使用料及び手数料条例
- ・南相馬市立病院医師修学資金貸与条例
- ・南相馬市立病院専門医研修資金貸与条例
- ・南相馬市立病院医師修学（臨時特例）資金貸与条例

4 施行日 令和元年8月1日

議案第73号 専決処分の報告及びその承認について
議案第74号

【趣旨】

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり2件の条例を専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

【専決第4号 南相馬市税条例等の一部を改正する条例制定について 平成31年3月29日専決】

【趣旨】

1 専決処分の理由

地方税法の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、同日から一部改正法を適用させる必要があるため、市税条例の一部を改正する条例を同年3月29日付けで専決処分したものの。

平成31年度税制改正の趣旨

消費税率の引上げに際し、需要変動の平準化等の観点から、住宅に対する税制上の支援策を講ずるとともに、車体課税について、地方の安定的な財源を確保しつつ大幅な見直しを行う。さらに、デフレ脱却と経済再生を確実なものとするため、研究開発税制の見直し等を行う。また、都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築の観点から、特別法人事業税（仮称）及び特別法人事業譲与税（仮称）

の創設等を行う。このほか、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設、国際的な租税回避により効果的に対応するための国際課税制度の見直し、経済取引の多様化等を踏まえた納税環境の整備等を行う。

【主な内容】

2 改正の概要

- (1) 住宅ローン控除（平成31年10月1日から平成32年12月31日入居分）（平成31年4月1日施行）
 - ・現制度において、住宅ローン控除額が所得税額を超える場合、控除しきれない額を市民税から控除している。消費税率引き上げに伴う対応として、住宅ローン控除期間を3年延長する法改正に伴い、市民税からの控除も同期間延長する。（全額国費補てん）
- (2) 寄附金税額控除（平成31年6月1日施行）
 - ・法改正に合わせ、基準に適合する地方公共団体をふるさと納税の対象として指定する旨の規定を加える。
- (3) その他法改正に伴う規定の整備

【専決第5号 南相馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について 平成31年3月29日専決】

【趣旨】

1 専決処分の理由

地方税法の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、同日から一部改正法を適用させる必要があるため、国民健康保険税条例の一部を改正する条例を同年3月29日付けで専決処分したものの。

【主な内容】

2 改正の概要

- (1) 課税限度額の引上げ（第2条関係）

基礎課税額に係る課税限度額を61万円(改正前58万円)に引き上げるもの。

| 区 分 | 改正後 | 改正前 |
|---------------|------|------|
| 基礎課税額に係る課税限度額 | 61万円 | 58万円 |

(2) 低所得者に対する軽減措置の拡充（国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の見直し（第21条関係））

① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準額の引き上げ

国民健康保険税の減額の基準について、5割減額の対象となる所得を算定する際、被保険者数（世帯内に特定同一世帯所属者がいる場合は、特定同一世帯所属者の数との合計額）に乗すべき金額を28万円（改正前27.5万円）に引き上げるもの。

※特定同一世帯所属者

国民健康保険に加入したまま、75歳を迎えることにより後期高齢者医療制度へ移行した者

| 改正後 | 改正前 |
|--------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 基礎控除額33万円+ <u>28万円</u> ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数) | 基礎控除額33万円+ <u>27万5千円</u> ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数) |

② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準額の引き上げ

2割減額の対象となる所得を算定する際、被保険者の数に乗すべき金額を51万円（改正前50万円）に引き上げるもの。

| 改正後 | 改正前 |
|--------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 基礎控除額33万円+ <u>51万円</u> ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数) | 基礎控除額33万円+ <u>50万円</u> ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数) |

3 施行日 平成31年4月1日

・適用区分

改正後の南相馬市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度（令和元年度）以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

《補正予算関係》

議案第75号 令和元年度南相馬市一般会計補正予算について

議案第76号 令和元年度南相馬市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第77号 令和元年度南相馬市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第78号 令和元年度南相馬市病院事業会計補正予算について

議案第79号 令和元年度南相馬市工業用水道事業会計補正予算について

《その他》

議案第80号 工事請負契約の締結について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

| | |
|--------|---------------------------------|
| 契約の目的 | メモリアルパーク整備事業施設造成工事 |
| 施工場所 | 南相馬市原町区北泉字地藏堂地内 |
| 契約の金額 | 178,200,000円 |
| 工 期 | 契約締結日から令和2年12月16日まで |
| 契約の方法 | 制限付き一般競争入札 |
| 契約の相手方 | 南相馬市鹿島区横手字川原157番地の1 高橋建設株式会社 |

議案第 8 1 号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

| | |
|----------------|-----------------------------------------------|
| 取得の目的 | 令和元年度被災地域農業復興総合支援事業農業用機械購入 その 1 |
| 取得する動産及び 数量 | 自脱型コンバイン 外 (購入明細書は 1 6 ページ) |
| 取得金額 | 4 5 6, 8 2 8, 1 2 0 円 |
| 取得の方法 | 指名競争入札による買入れ |
| 納 期 | 契約締結日から令和元年 8 月 3 0 日まで |
| 取得の相手方 | 南相馬市原町区高見町一丁目 1 2 3 番地の 3 株式会社南東北クボタ 原町営業所 |

議案第 8 2 号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

| | |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取得の目的 | パソコン購入 |
| 取得する動産及び 数量 | ノートパソコン 4 6 6 台 (日本 HP 社製 HP ProBook 650 G4/CT スタンダード) ノートパソコン 2 台 (マイクロソフト社製 Surface Pro 6 Black) デスクトップパソコン 1 8 台 (日本 HP 社製 HP ProDesk 400 G4 DM/CT スタンダード) 計 4 8 6 台 |
| 取得金額 | 3 8, 0 1 6, 0 0 0 円 |
| 取得の方法 | 指名競争入札による買入れ |
| 納 期 | 契約締結日から令和元年 8 月 9 日まで |
| 取得の相手方 | 南相馬市原町区栄町三丁目 3 1 番地 株式会社大一事務機 |

| |
|--------------------------|
| 議案第 83号 財産の取得について |
|--------------------------|

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

| | |
|------------|----------------------------------------------------------------|
| 取得の目的 | 南相馬市消防団消防自動車（ポンプ車及びタンク車）購入 |
| 取得する動産及び数量 | 消防ポンプ自動車 1台（モリタ社製 CD-I型） 消防水槽付ポンプ自動車 1台（モリタ社製 CD-I型） 計2台 |
| 取得金額 | 47,358,000円 |
| 取得の方法 | 指名競争入札による買入れ |
| 納期 | 契約締結日から令和2年3月17日まで |
| 取得の相手方 | 福島県福島市五月町8番37号 福島消防資材株式会社 |

議案第 8 4 号 相馬地方広域市町村圏組合規約の変更に関する協議について

【趣旨】

相馬地方広域市町村圏組合の共同処理事務に『基幹相談支援センターに関すること』を新たに加える規約の変更を行うため、地方自治法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

1 改正内容（第 3 条及び別表関係）

相馬地方における地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）を行う基幹相談支援センターの設置に伴い、共同処理事務、事務負担金の規定を新たに加えるもの

（組合の共同処理事務）

第 3 条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

- (1) 消防に関すること（消防団に関するものを除く。）。
- (2) 看護専門学校の設置及び管理運営に関すること。
- (3) ごみ処理の広域化に関すること。
- (4) 救急医療対策事業にかかる補助金交付に関すること。
- (5) 構成市町村に波及する地域振興事業の実施に関する事務
- (6) 基幹相談支援センターに関すること。

別表（第 1 4 条関係）

| | |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 3 条第 1 号に規定する事務にかかる負担金 | 地方交付税法（昭和 2 5 年法律第 2 1 1 号）の規定による消防費にかかる基準財政需要額によってあん分した割合 |
| 第 3 条第 2 号に規定する事務にかかる負担金 | 相馬市 1 0 0 分の 5 0 南相馬市 1 0 0 分の 4 5 . 8 新地町 1 0 0 分の 2 . 4 飯舘村 1 0 0 分の 1 . 8 |
| 第 3 条第 3 号に規定する事務にかかる負担金 | 均等割 1 0 0 分の 3 0 人口割 1 0 0 分の 7 0 |
| 第 3 条第 4 号に規定する事務にかかる負担金 | 均等割 1 0 0 分の 3 0 人口割 1 0 0 分の 7 0 |
| 第 3 条第 5 号に規定する事務にかかる負担金 | 均等割 1 0 0 分の 3 0 人口割 1 0 0 分の 7 0 |
| 第 3 条第 6 号に規定する事務にかかる負担金 | 均等割 1 0 0 分の 2 0 人口割 1 0 0 分の 6 0 障がい者割 1 0 0 分の 2 0 |

2 施行日 福島県知事の許可のあった日から施行

《 報告 》

報告第2号 平成30年度南相馬市一般会計継続費の通次繰越しの報告について

【趣旨】

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、平成30年度南相馬市一般会計予算の継続費のうちから、令和元年度へ通次繰越しをしたので、同項の規定により報告するもの。

【主な内容】

繰越事業 公共施設再編・個別施設計画策定事業ほか（全9事業）

繰越額 4,581,404,460円

報告第3号 平成30年度南相馬市一般会計繰越明許費の繰越しの報告について

【趣旨】

地方自治法施行令第146条第1項の規定により、平成30年度南相馬市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を令和元年度へ繰り越したので、同条第2項の規定により報告するもの。

【主な内容】

繰越事業 新庁舎建設推進事業ほか（全22事業）

繰越額 1,651,700,000円

報告第4号 平成30年度南相馬市一般会計事故繰越しの報告について

【趣旨】

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、平成30年度南相馬市一般会計予算のうちから、令和元年度へ事故繰越しをしたので、同項の規定により報告するもの。

【主な内容】

繰越事業 林道維持管理事業ほか（全3事業）

繰越額 90,750,240円

報告第5号 平成30年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計継続費の逓次繰越しの報告について**【趣旨】**

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、平成30年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計予算の継続費のうちから、令和元年度へ逓次繰越しをしたので、同項の規定により報告するもの。

【主な内容】

繰越事業 渋佐・萱浜工業用地造成事業
繰越額 2,598,125,569円

報告第6号 平成30年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計繰越明許費の繰越しの報告について**【趣旨】**

地方自治法施行令第146条第1項の規定により、平成30年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を令和元年度へ繰り越したので、同条第2項の規定により報告するもの。

【主な内容】

繰越事業 下太田工業用地管理一般経費
繰越額 1,698,000円

報告第7号 平成30年度南相馬市水道事業会計予算繰越しの報告について**【趣旨】**

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定により、平成30年度南相馬市水道事業会計予算のうちから、令和元年度へ繰り越しをしたので、同条第3項の規定により報告するもの。

【主な内容】

繰越事業 配水設備事業
繰越額 45,846,000円

| |
|---------------------------------------------------|
| 報告第8号 平成30年度南相馬市下水道事業会計予算繰越しの報告について |
|---------------------------------------------------|

【趣旨】

地方公営企業法第26条第1項の規定により、平成30年度南相馬市下水道事業会計予算のうちから、令和元年度へ繰り越しをしたので、同条第3項の規定により報告するもの。

【主な内容】

繰越事業 管渠整備事業
繰越額 59,000,000円

| |
|---------------------------------|
| 報告第9号 専決処分の報告について |
|---------------------------------|

【趣旨】

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの。

【専決第6号 損害賠償の額の決定及び和解について 平成31年3月29日専決】**1 損害を賠償し和解する相手方の住所及び氏名****2 損害賠償の額**

199,800円

| | | |
|---|-----------------|----------|
| { | うち保険等により補てんされる額 | 199,800円 |
| | 市が自ら負担する額 | 0円 |

3 損害賠償の理由及び和解の内容

平成31年1月21日午前8時頃、南相馬市原町区北町341番地の1北町西公園内に設置されていた案内板の看板が強風の影響で飛ばされ、相手方宅の雨どい、破風板金、南側窓のサッシ枠及び網戸に当たり損害を与えたものである。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、争訟等を行わないことで和解する。

【専決第7号 損害賠償の額の決定及び和解について 平成31年3月29日専決】**1 損害を賠償し和解する相手方の住所及び氏名****2 損害賠償の額**

| | |
|---|--------------------------|
| | 280,800円 |
| 〔 | うち保険等により補てんされる額 280,800円 |
| | 市が自ら負担する額 0円 |
| 〕 | |

3 損害賠償の理由及び和解の内容

平成31年1月21日午前8時頃、南相馬市原町区北町341番地の1北町西公園内に設置されていた案内板の看板が強風の影響で飛ばされ、相手方宅の南側及び東側フェンスに当たり損害を与えたものである。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、争訟等を行わないことで和解する。

【専決第8号 損害賠償の額の決定及び和解について 令和元年5月14日専決】**1 損害を賠償し和解する相手方の住所及び氏名**

宮城県仙台市宮城野区蒲生二丁目31-6
株式会社アズ物流サービス 代表取締役 千葉 秀則

2 損害賠償の額

| | |
|---|--------------------------|
| | 153,360円 |
| 〔 | うち保険等により補てんされる額 153,360円 |
| | 市が自ら負担する額 0円 |
| 〕 | |

3 損害賠償の理由及び和解の内容

平成31年1月24日午前11時10分頃、原町区北原字沢目282番地の2株式会社サンエイ海苔南相馬工場駐車場内において、公用車を後進右旋回した際、停車していた相手車両前面バンパー部分に公用車右側面が接触し損害を与えたものである。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、争訟等を行わないことで和解する。

別紙

議案第81号 財産の取得について
令和元年度被災地域農業復興総合支援事業農業用機械購入その1明細書

| 機種名 | 型式等 | | 数量 |
|------------------|-----------------|------------------|----|
| 自脱型コンバイン | 株式会社クボタ | DR6130-PFQW-CK | 1 |
| 自脱型コンバイン | 株式会社クボタ | DR6130S-PFQW-C | 6 |
| 自脱型コンバイン | 株式会社クボタ | ER470SP-SDSQWE-C | 2 |
| 自脱型コンバイン | 井関農機株式会社 | HJ6130ZCALHW | 1 |
| 自脱型コンバイン | ヤンマー株式会社 | YH6101QXJPU-Y | 1 |
| 自脱型コンバイン | ヤンマー株式会社 | YH6115QXJPUI | 3 |
| 普通型コンバイン | 株式会社クボタ | ERH450E-CG | 2 |
| コンバイン用トレーラー | 株式会社 IHI アグリテック | TMT5020S | 3 |
| コンバイン用トレーラー | 株式会社 IHI アグリテック | TMT5020SA | 3 |
| コンバイン用トレーラー | 株式会社 IHI アグリテック | TMT8030B | 2 |
| サブソイラ(アタッチメント) | 松山株式会社 | S228 | 2 |
| サブソイラ(アタッチメント) | スガノ農機株式会社 | S502E | 1 |
| サブソイラ(アタッチメント) | スガノ農機株式会社 | S602E | 1 |
| サブソイラ(アタッチメント) | スガノ農機株式会社 | S603B | 1 |
| サブソイラ(アタッチメント) | スガノ農機株式会社 | S603E | 1 |
| サブソイラ(アタッチメント) | スガノ農機株式会社 | S603F | 1 |
| スタブルカルチ(アタッチメント) | スガノ農機株式会社 | C196EL | 1 |
| スタブルカルチ(アタッチメント) | スガノ農機株式会社 | C258EI | 3 |
| スタブルカルチ(アタッチメント) | スガノ農機株式会社 | C258EL | 1 |

| 機種名 | 型式等 | | 数量 |
|-------------------|-----------|-----------------|----|
| スタブルカルチ(アタッチメント) | スガノ農機株式会社 | C3110EI | 1 |
| たまねぎ移植機 | みのる産業株式会社 | OPK-4 | 1 |
| たまねぎ移植機 | みのる産業株式会社 | OPKR40 | 1 |
| たまねぎ播種機 | みのる産業株式会社 | OSE-12 | 1 |
| チゼルプラウ | 松山株式会社 | APS1901-0S | 1 |
| トラクター | ヤンマー株式会社 | GK13LVUS1L | 1 |
| トラクター | 株式会社クボタ | M100GEFQBCMR3 | 1 |
| トラクター | 株式会社クボタ | M115GEFQBCMR3 | 1 |
| トラクター | 株式会社クボタ | MR1000QMAXWUPC3 | 1 |
| トラクター | 株式会社クボタ | MR800QMAXWUPC3 | 2 |
| トラクター | 株式会社クボタ | MR900QMAXWUPC3 | 1 |
| トラクター | 株式会社クボタ | SL54HCQMADSEP | 1 |
| トラクター | 株式会社クボタ | SL54HCQMAEWTP | 1 |
| トラクター | 井関農機株式会社 | TJW1153CZXL3C | 1 |
| トラクター | ヤンマー株式会社 | YT352JYUQHKS9A | 1 |
| トラクター | ヤンマー株式会社 | YT470YUQW1 | 1 |
| バーチカルハロー(アタッチメント) | スガノ農機株式会社 | V36C | 1 |
| プラウ(アタッチメント) | スガノ農機株式会社 | P123CMB | 1 |
| プラウ(アタッチメント) | スガノ農機株式会社 | R126CJA | 1 |
| プラウ(アタッチメント) | スガノ農機株式会社 | R143HBB | 1 |
| プラウ(アタッチメント) | スガノ農機株式会社 | R144AAC | 2 |
| フレールモア(アタッチメント) | 松山株式会社 | FN2202R-0L | 1 |

| 機種名 | 型式等 | | 数量 |
|--------------------|-----------------|---------------|----|
| ブロードキャスター(アタッチメント) | 株式会社 IHI アグリテック | MGC1202WN | 1 |
| ブロードキャスター(アタッチメント) | 株式会社ビコンジャパン | ROM1100E | 1 |
| マニュアルプレッダー | 株式会社デリカ | DAM-180S | 1 |
| リバーシブルプラウ(アタッチメント) | スガノ農機株式会社 | R143BAC | 1 |
| ロータリー | 株式会社クボタ | RT418 | 1 |
| ロータリー | 松山株式会社 | SKS2200D-4SD | 1 |
| ロータリー(アタッチメント) | 小橋工業株式会社 | FTV260T-4L | 2 |
| ロータリー(アタッチメント) | 松山株式会社 | SXL2411H-4L | 1 |
| ロータリー(アタッチメント) | 松山株式会社 | TBM2400-4L | 1 |
| ロータリー(アタッチメント) | 松山株式会社 | TBS2200-4SD | 1 |
| 乾燥機関係一式 | 株式会社サタケ他 | FGS-500SC 他一式 | 1 |
| 乾燥機関係一式 | 株式会社山本製作所他 | HD-45VAR 他一式 | 1 |
| 乾燥機関係一式 | 金子農機株式会社他 | KWC400XN5 他一式 | 1 |
| 乾燥機関係一式 | 金子農機株式会社他 | KWH500XN5 他一式 | 1 |
| 管理機 | 株式会社クボタ | TA950N-WBR5 | 1 |
| 溝堀機 | 松山株式会社 | OM312E-0S | 1 |
| 乗用管理機 | ヤンマー株式会社 | MD20APVU | 1 |
| 成形ロータリー(アタッチメント) | 株式会社クボタ | RT-417 | 1 |
| 中耕カルチ(アタッチメント) | 日農機製工株式会社 | NMK-3 | 1 |
| 動力噴霧機 | 株式会社丸山製作所 | BSA-650CE-3 | 1 |
| 動力噴霧機 | 株式会社丸山製作所 | BSA-650CEG6-3 | 1 |
| 動力噴霧機 | 株式会社やまびこ | RVHC650W/120K | 1 |

| 機種名 | 型式等 | | 数量 |
|----------------|-----------|--------------|-----|
| 肥料散布機(アタッチメント) | 株式会社丸山製作所 | MD80DXEM | 1 |
| 法面草刈機(スライドモア) | 株式会社タカキタ | T430EX | 1 |
| 法面草刈機(スライドモア) | 松山株式会社 | TDC1400-0S | 2 |
| 法面草刈機(スライドモア) | 松山株式会社 | TDM1600C | 1 |
| 法面草刈機(スライドモア) | 株式会社タカキタ | TM46PEX | 1 |
| 法面草刈機(スライドモア) | 三陽機器株式会社 | ZH-44DX | 1 |
| 法面草刈機(スライドモア) | 株式会社タカキタ | ZMTE2000 | 4 |
| 野菜移植機 | ヤンマー株式会社 | PH1,A | 1 |
| 野菜移植機(半自動) | 株式会社クボタ | KP100E-120WL | 1 |
| 合 計 | | | 9 6 |